

『吾妻鏡』空白の三年間

佐伯智広

はじめに

『吾妻鏡』には一年以上のまとまった期間記述が欠けている箇所が存在し、合計一〇年分に及ぶことはよく知られている。こうした箇所は脱漏と呼ばれるが、その中でも特に注目されてきたのは、建久七年～九年（一一九六～八）の脱漏である。

その理由は、他の脱漏はいずれも一年間に止まり、この空白の三年間が最も長期間に及ぶこと、そして、この空白の三年間が、初代鎌倉殿源頼朝の最晩年に当たることにある。さらに、この脱漏に続く正治元年（一一九九）についても、『吾妻鏡』の記述は、二月四日に頼朝の嫡子頼家の家督継承と諸国守護を命じる宣旨が鎌倉に到来したことから始まっているため、同年正月一三日の出来事と伝えられる頼朝の死去^①について、『吾妻鏡』は直接の記述を欠いている。このため、古くはすでに元禄八年（二六九五）に著された大坪無射『東鑑集要』が「頼朝ノ薨御ヲ隠スト見ヘタリ」と述べているように、この脱漏が生じたのは、頼朝の死の描写を避けるため記述しなかった結果であるとする説が行われてきた。

これに対して、近年の研究では脱漏の存在を指摘するに止めることが一般的であり、三年間の記述が当初から存在しなかったのか、あるいは、存在したが伝来の過程で失われたのかについて、見解を明示した文献は少ない。しかし、石井進は「『吾妻鏡』の欠巻と弘長二年の政治的陰謀

（？）」の中で、この脱漏と寿永二年（一一八三）・仁治三年（一二四二）の脱漏とを結びつけ、「北条氏執権政治護持の立場からする真実の歪曲、美化、あるいは隠蔽という『吾妻鏡』の編者にとつての至上の要請の前に、これらの年々の叙述は困難をきわめ、遂に未完成のままほうり出される仕儀に立ち至つたのではあるまいか。」と述べ、漠然とではあるが、記述が当初から存在しなかったものと想定している^②。

この脱漏について、さらに積極的な見解を示したのは、五味文彦である。五味は『吾妻鏡の方法』において、石井説に対し、他の鎌倉幕府政治史上の重要事件についての記述をふまえて「叙述困難というほどのことでもないように思う」と述べる。そのうえで、この脱漏の直前の建久六年（一一九五）に関する『吾妻鏡』の記述の中心が頼朝の上洛にあり、上洛中に頼家が参内していることから、頼朝将軍記としての『吾妻鏡』の記述が「京で出された令旨が東国にもたらされてそこで将軍（王）が生まれ、建久七年^{（つゞ）}にいたつてその将軍が京にのぼり、将軍の後継者が誕生したというストーリー」として首尾一貫していることを指摘する^③。

そして、最新の見解として、坂井孝一『源氏将軍断絶』は、「娘の入内構想にみられる朝廷への急接近、頼家とその子孫を嫡流に確定する」という「頼朝晩年の行動と構想」が、「頼朝の『正統な後継者』は北条泰時に他ならぬ」という『吾妻鏡』の主張とは相容れない^④。ために「記事自体の作成を行わない選択をした」と想定している^④。

一方で、「幕府がその部分を意図的に編纂しなかったという可能性は、きわめて低い」とする川合康『源頼朝』の^⑤ように、この空白は伝来の過程で生じた意図せざるものであるとの見解も存在する。

いずれの見解が正しいのか、明確な実証が不可能であることはいうまでもなく、あくまで可能性の提示に止まらざるをえない。しかしながら、問題は、それが意図的なものであれ意図せざる結果であれ、『吾妻鏡』空白の三年間が、そのまま研究上の空白となっていることである。この『吾妻鏡』空白の三年間について考えるためには、具体的な作業として、空白前後の『吾妻鏡』の叙述・文脈を吟味し、他の史料との突合せを行うことになる。この作業は、まさにこの研究の空白を埋める営みにほかならない。これこそが、本稿で『吾妻鏡』空白の三年間の問題を取り上げるゆえんである。

すでに述べたように、脱漏直前の建久六年に関する『吾妻鏡』の記述の中心は、頼朝の上洛である。そして、すでに知られている空白の三年間のおもなできごととして、建久七年の九条兼実失脚（建久七年の政変）、建久八年の大姫死去・八万四千基塔供養・源頼家叙爵、建久九年の後鳥羽天皇讓位・土御門天皇踐祚・源頼朝発病が挙げられよう。これらは、八万四千基塔供養を除いて、頼朝の対朝廷政策と後継者政策という二点に集約されるが、これはそのまま、坂井説の提示する空白の要因と重なる。そこで、本稿では坂井説を吟味する形で考察を進めたい。

そして、上述したできごとに加えて、新たに分析対象として取り上げたいのが、頼家の子一幡の誕生である。一幡の年齢については、『吾妻鏡』・『愚管抄』のいずれも、建仁三年（一一一三）時点で六歳と叙述しており、誕生は頼朝存命中の建久九年ということになる。しかしながら、これまで、一幡の誕生が頼朝在世中のできごととして分析されてきたことはなかった。これこそが、特に頼朝の後継者問題を考える上で、これ

まで欠けていた重要なピースであると考えられる。そこで、先述した頼朝晩年に関する二つの論点のうち、まず後継者問題について分析し、しかるのちに対朝廷政策について分析を行う。

なお、特に注記のない限り、年月日を明記した記述は『吾妻鏡』の同日条を典拠とする。

第一章 頼朝晩年の後継者問題

1 頼家の元服

建久六年の頼朝上洛に関して注目されているのは、先述の如く、頼家が上洛に同行し、後鳥羽天皇との対面を果たしていることである（以下、史料引用中の〈 〉内は割注、（ ）内・返り点は筆者注記）。

史料一 『吾妻鏡』建久六年六月三日条

將軍家若君〈一万公、歳十四、布衣〉御參内。駕網代車一給。左馬頭隆保朝臣相具、為_レ加_二扶持_一也（中略）。於_三弓場殿_一被_レ賜_二御劍_一。宰相中将忠経伝_レ之云々。

すでに河内祥輔によって指摘されているように、頼家にとって、後鳥羽天皇との対面が貴族社会デビューの意味を持っていたことは間違いない。^⑦問題は、『吾妻鏡』が頼家を「一万」と幼名で記しており、明らかに元服前の童として叙述していることである。

この点について、建久六年の頼朝上洛についての重要な専論である木村茂光「建久六年頼朝上洛の政治史的意義」は、「天皇との謁見と劔の下賜」を「頼家の元服」と解し、「頼家の元服が認知されたということは鎌

倉殿の後継者としての頼家の地位も天皇によって認知されたことを示している」と評価している。^⑧

しかしながら、史料一では元服の中核をなす儀礼である理髪・加冠・名字撰進のいずれについても記述がないことから、後鳥羽天皇との対面を頼家の元服の儀と見なす点には従いがたい。歴代鎌倉殿のうち、『吾妻鏡』で元服の儀について叙述されている源実朝・藤原頼経・頼嗣のいずれについても、理髪・加冠役を行った人物が明記されており、名字撰進についても、元服前に急きよ叙爵・征夷大將軍任官が行われたために後鳥羽院が名字を決定した実朝を除いて、頼経・頼嗣については、名字撰進が理髪・加冠と同時に行われているのである。^⑨特に、烏帽子親として重要な加冠役が明記されないことは考えがたく、幼名で記述されている点は、頼家が元服前であったことを明示しているとは考えられない。

むしろ注目されるべきは、『吾妻鏡』があえて幼名を記している点であろう。「元服前の貴族の子弟が参内した」ことを、貴族社会の文脈の中に置くとき、想定される儀式は、童殿上である。この点についてはすでに金澤正大がブログ記事にて指摘しているが、簡潔な内容にとどまっているため、ここで詳述したい。

本来の童殿上は、元服前の貴族の子弟が、宮中の作法見習いのため、昇殿を許されるというものである。童殿上に際しては、提出する名簿や殿上に付される簡に記すために名字も定められるが、記録類においては幼名もしくは若君として記述される。^⑩

童殿上は昇進階梯の第一段階として『公卿補任』の尻付にも記載されている例もあるが、二条道良を最後に所見がなくなる(表)。一方で、九条兼実・九条道家・一条実経・九条忠家のように、『公卿補任』の尻付に記載がない場合でも、他の記録によって童殿上が行われていることを確認できる事例が存在する。^⑪

表 『公卿補任』尻付に見える院政期以降の童殿上

名前	記述箇所	記述内容
藤原通季	永久三年尻付	―――為殿上小舎人
源雅定	元永二年尻付	康和四三為殿上小舎人
藤原頼長	天承元年尻付	大治五正三童殿上(歳十一、一院・女院同之)
藤原教長	永治元年尻付	年月日聴童昇殿(童名文殊)
藤原兼長	久安五年尻付	久安二十一昇殿(童、九)
藤原師長	仁平元年尻付	久安五十六為殿上小舎人(十二)
藤原師家	治承三年尻付	治承二四廿六童昇殿、今日参内次加元服(歳八)
藤原道良	寛元元年尻付	仁治元十二廿九昇殿

注目されるのは、管見の限り、鳥羽院政期以降に確認できる事例が、撰関家の子弟に限られることである。特に、九条道家以降は、すべて撰関家嫡子の事例である。応永一五年(一四〇八)に足利義満の子義嗣が童殿上を行った際、藤原忠実の先例が佳例として参照されているように、中世の童殿上は、撰関家との関係が想起されるものとなっていたのである。^⑫

すでに元木泰雄によって指摘されているように、建久八年に頼家は五位上に叙されるという撰関家庶子と同等の待遇を受けている。^⑬この点と合わせ、頼家の童殿上は、鎌倉殿の家格を撰関家に准じるものと位置付けようとする頼朝の意図を示すものだと考えられる。

なお、頼家の参内と元服との関係について、坂井孝一は「元服前に網代車で参内し、天皇から御剣を賜るのは不自然である」と述べ、一歳年少の北条泰時(幼名金剛、元服時の名字は頼時)が元服した建久五年以前に

頼家も元服していたが、「頼朝の『正統な後継者』は北条泰時に他ならず、その子孫である得宗専制期の北条貞時は、それ故にこそ支配の正当性を有しているという『吾妻鏡』」が、「頼家を無視し……金剛をあたかも頼朝の後継者であるかのごとく描」いているとしている¹⁵。

撰聞家の童殿上の事例においても、網代車で参内が行われる事例が見られ、天皇からの下賜品の事例こそ確認できないものの、同時に行われる院・女院・后宮への童殿上での下賜品の事例は見られることから、前段の指摘については童殿上と考えることに問題はない。後段の指摘については、はじめにでのべた『吾妻鏡』の空白に関わる坂井説の論拠と深く関わるため、節を改めて論じることとする。

2 『吾妻鏡』における源頼家の位置づけ

『吾妻鏡』における源頼家の位置づけに関する坂井説の前提となつているのは、近年の国文学の視角による『吾妻鏡』研究の成果である。まず、具体的な分析対象とされている『吾妻鏡』の該当箇所を掲げる。

史料二『吾妻鏡』建久三年五月二十六日条

多賀二郎重行被_レ収_二公所領_一。是今日、江間殿息童金剛殿步行而令_二興遊_一給之_レ。重行乍_レ令_二乘馬_一打_二過其前_一訖。幕下被_レ聞_二食之_一（中略）。如_二金剛_一者、不_レ可_レ准_二汝等傍輩_一事也。争不_レ憚_二後聞_一哉之由直被_二仰含_一（中略）。若公無_レ如_レ然事_一之旨申給（中略）。若公幼稚之意端、挿_二仁恵_一、優美之由有_二御感_一。被_レ獻_二御劍於金剛公_一。是年来御所持物云々。彼御劍者、承久兵乱之時、宇治合戦帯_レ之給云々。

史料三『吾妻鏡』建久四年五月一六日条

富士野御狩之間、將軍家督若君始令_レ射_二鹿給_一（中略）。属_レ晚、於_二其

所_一被_レ祭_二山神矢口等_一（中略）。將軍家并若公敷_二御行騰於篠上_一令_レ座給（中略）。可_レ然射手三人被_レ召_二出之_一賜_二矢口餅_一。所謂一口工藤庄司景光、二口愛甲三郎季隆、三口曾我太郎祐信等也（中略）。次召_二出祐信_一。仰云、一・二口撰_二殊射手_一賜_レ之。三口事可_レ為_二何様_一哉者。祐信不_レ能_レ申_二是非_一、則食_二三口_一。其所作如_二以前式_一。於_二三口_一者將軍可_レ被_レ聞召_二之趣_一、一旦定答申歟。就_二其礼_一有_レ興之様、可_レ有_二御計_一之旨依_二思食儲_一被_二仰含_一之_レ處、無_二左右_一令_二自由_一之_レ條、頗無念之由被_レ仰云々（後略）。

史料四『吾妻鏡』建久四年九月一日条

江間殿嫡男童形（中略）去_二十七日卯刻_一、於_二伊豆国_一射_二獲子鹿一頭_一。則令_二相_一具_二之_一、今日参入。嚴閣備_二箭祭餅_一、被_レ申_二子細_一之間、將軍家出_二御于西侍之上_一（中略）。先供_二十字_一（中略）。召_二小山左衛門尉朝政_一賜_二一口_一（中略）。次召_二三浦十郎左衛門尉義連_一賜_二二口_一（中略）。召_二諏訪祝盛澄_一（中略）賜_二三口_一（中略）。凡含_二十字_一之_レ体、及三口之_レ礼、各所_二伝用_一皆有_二差別_一。珍重之由蒙_二御感之仰_一。其後勸盃数献云々。

小林直樹は、史料二から「泰時は登場の最初から頼朝公認の後継者として位置づけられている」と指摘し、史料三・四を中心とする『吾妻鏡』所載の矢口祭伝承についての分析から「泰時とは反対に、頼家の武士としての将来には出発点の段階から既に暗い影が兆していたと読みうる記事配置となっている」ことを指摘している¹⁸。さらに、藪本勝治は、第三代鎌倉殿である源実朝についての『吾妻鏡』の叙述を加えて分析し、「泰時の徳人化と頼家の悪王化により両者を対比しながら語り進めつつ、実朝による頼朝の政道継承を記すことで、頼朝から泰時・実朝へという幕

府統治者の移行を象徴的に描出している「幕府統治者の立場が頼朝から（頼家ではなく）実朝と泰時とに分かち継がれる流れが描かれていた。」と述べている^⑨。

これらの研究成果が、はじめに述べた、「頼家とその子孫を嫡流に確定する」という「頼朝晩年の行動と構想」が、「頼朝の『正統な後継者』は北条泰時に他ならぬ」という「吾妻鏡」の主張とは相容れないために「記事自体の作成を行わない選択をした」という坂井説の想定的前提となつていゝ。ただし、小林説では泰時について「頼朝精神の後継者」とも述べており、決して政治上の直接の後継者として述べてはいない。この点について、藪本説は「源氏將軍家から北条得宗家へ幕府統治者の血脈が移るねじれ」とも述べており、おそらく、藪本説の理解が、坂井説の前提として受け継がれているように思われる。

問題は、『吾妻鏡』の描く、鎌倉殿の継承と北条得宗家の継承との関係性である。北条政子が北条義時死後に泰時・時房を執権・連署としたとする『吾妻鏡』元仁元年（一二三四）六月二八日条が「相州・武州、為軍宮御後見可執行武家事之旨、有彼仰云々」と述べるように、『吾妻鏡』における北条得宗家の位置づけは、あくまでも「鎌倉殿の後見」である。『吾妻鏡』のこうした姿勢は、北条時政についての初出記事である治承四年（一一八〇）四月二七日条が「北条四郎時政主者、当国豪傑也。以武衛為智君、專顯無二忠節」と述べているところから一貫している。そして、『吾妻鏡』の終末である宗尊親王送還記事の前日、文永三年（一二六六）七月三日条に至って、「先如此軍動之時、將軍家人御執権第一。又可然人々參營中奉守護之歟。今度無其儀。世以恠之。」と述べ、北条得宗家による鎌倉殿の後見という枠組みの終焉とともに、『吾妻鏡』の叙述も終わるのである。

すなわち、『吾妻鏡』は「鎌倉殿の系譜」と「北条得宗家の系譜」とを

複線で叙述しており、両者は「北条得宗家を予祝する鎌倉殿源頼朝」と「鎌倉殿を後見する北条得宗家」という相互依存関係に置かれているのである。細川重男は、鎌倉中期以降、北条政子・義時を神功皇后・武内宿禰になぞらえる言説が広まったことを指摘しているが、『吾妻鏡』の叙述は、こうした鎌倉殿と北条得宗家にとつての二神約諾神話的な言説の流れを汲むものと位置づけられよう。

以上の理由から、「頼朝による泰時への予祝」と「頼朝による頼家への後継者としての処遇」とは矛盾するものではないと考えられる。史料三の矢口祭の逸話が源頼家の暗い将来を予兆するものとして述べられている点については同意するが、頼家の悪行についての『吾妻鏡』の記述の大半は正治元年の頼家家督継承以後のものである。はじめに述べた五味説の通り、建久六年までの『吾妻鏡』は、明確に頼家を頼朝の後継者として叙述しているのである。

よつて、『吾妻鏡』が頼家の建久五年以前の元服を隠べいと想定する必要もなくなる。結局、頼家の元服については、藤本頼人の想定するように、頼家が従五位上に叙爵される建久八年二月一五日の直前と考えるのが妥当であろう^⑩。実際、急きよ頼家を継いだ実朝の場合は、叙爵され征夷大將軍に任じられた直後に元服しているものの、藤原頼経・頼嗣は、いずれも元服直後に叙爵されている^⑪。

3 頼家の婚姻

元服・叙爵と密接に関連する儀礼は、婚姻である。

史料五『吾妻鏡』承元四年七月八日条

金吾將軍室（号辻殿、善哉公母也）令落飴給（後略）。

史料六『吾妻鏡』建仁三年九月二日条

今朝、廷尉能員、以息女へ將軍家愛妾、若公母儀也、元号若狭局へ一訴申北条殿一(後略)。

坂井孝一は、史料五より、賀茂重長女子辻殿を頼家の正妻、史料六より、比企能員女子若狭局を頼家の妾と見なしている。本稿は、前者においては同意するが、後者については、史料六は事実のすべてを語っていないと考える。なぜなら、「元号若狭局」という記述は、比企能員女子がかつて「若狭局」と称された女房であったことを示しているが、逆にいえば、建仁三年(一一〇三)時点では比企能員女子は「若狭局」と称されていないことを示しているからである。

それでは、建仁三年時点での比企能員女子の立場は、どのようなものであったのか。このことについて考える上で参照すべき事例は、藤原親能女子大宮殿(藤原頼嗣母)である。

史料七『吾妻鏡』延応元年八月八日条

午刻二棟御方へ將軍家御寵、号大宮殿一、大納言定能卿孫、中納言親能卿女へ御着帯也(後略)。

史料八『吾妻鏡』寛元元年正月五日条

將軍家人へ御秋田城介甘繩家一(中略)。御台所・乙若君へ各御輿へ入御前右馬権頭亭一。若君并御母儀へ号二棟御方一、皆御輿へ渡御若狭前司家一。是皆御行始之儀也(後略)。

史料九『吾妻鏡』寛元二年四月二一日条

今日將軍家若君へ六歳、御名字頼嗣、御母中納言親能卿娘大宮局へ

御元服也(後略)。

藤原親能女子は、史料九の「大宮局」という女房名が示すように、本来は女房であったと考えられる。それが、藤原頼経の寵愛を受けた結果、「二棟御方」「大宮殿」と称されるに至ったのである。

一方で、頼経の正妻は、当初は寛喜二年(一一三〇)一月九日に婚姻を行った竹御所(源頼家女子)であったが、文暦元年(一一三四)七月二七日に死去した。その後、婚姻の時期は不明なものの、藤原家行女子が新たに妻とされ、仁治三年(一一四二)に男子を生んでいるが、頼嗣の後継者としての地位は変更されなかった。よって、藤原親能女子の立場はあくまでも妾であったが、史料八に見えるように、「御台所」藤原家行女子に対して、藤原親能女子も後継者頼嗣の母「二棟御方」として、相應の処遇を受けているのである。「二棟」とは、当時の將軍御所である若宮御所内の二棟廊を指している。仁治二年(一一四一)一月二日に魚味始・着袴が行われるなど、頼嗣が鎌倉殿となるまで、二棟廊は藤原親能女子および頼嗣のための空間であった。

藤原親能女子と藤原家行女子との関係は、比企能員女子と賀茂重長女子との関係と共通している。おそらく、かつて若狭局という女房名で称されていた比企能員女子は、建仁三年の時点では、頼家の後継者一幡の母として、「若狭殿」と尊称されていたものと想定される。また、建仁三年に一幡は当時の將軍御所である大倉御所内の小御所に居住しており、比企氏の乱に際して「(一幡を)母イダキテ小門ヨリ出ニケリ」という『愚管抄』の記述から、おそらく比企能員女子も小御所に居住していたと考えられる。このことから、比企能員女子は「小御所御方」と称されていたのではないかと推測することも可能であろう。

問題は、比企能員女子と一幡とがそうした処遇を受けるようになった

のはいつからかということである。

この点について、正妻以外の女性の処遇が具体的に知られる他の例は、頼朝の妾として貞暁を生んだ藤原時長女子大進局のみである。大進局は文治二年（一一八六）二月二六日に大江景遠の浜宅において貞暁を出産したものの、頼朝の妻北条政子がこれを嫌ったことにより、出産に関わる儀礼はすべて省略され、一〇月二三日には、貞暁を扶持した景遠の子景国が、政子の不興を買い、貞暁とともに深沢辺に隠れ住んでいる。その後、大進局は建久二年（一一九二）一月二三日に頼朝から伊勢国に所領を与えられ、在京するよう言い含められている。また、貞暁を養育する乳母夫は長く決まらなかったが、建久三年（一一九二）四月一日にようやく景国が乳母夫とされ、五月一九日に貞暁は景国とともに上洛し、仁和寺僧隆暁のもとに弟子として入室している。

これに対して、大宮殿と頼朝の場合は、延応元年（一二三九）四月から祈禱が開始され、八月八日に着帯、八月二日に大倉の産所に移っている。そして、一月二日に頼朝が誕生すると、二月二日に御行始が行われて頼朝は若宮御所に移り、仁治元年三月七日には頼朝の五十日・百日の儀が寝殿南面にて行われている。

こうした頼朝の誕生に関わる儀礼の内容は、頼家・実朝とおおむね共通している。²⁴ 妾出である頼朝が、正妻の子と同様に誕生に関わる儀礼を経ることにより、鎌倉殿の後継者たることが明示されているのである。おそらく、一幡の場合も、建久九年の誕生時に儀礼が執り行われ、頼家の後継者としての立場が明示されていたものと想定されよう。

第二章 源頼朝晩年の対朝廷政策

源頼朝晩年の対朝廷政策について、論者によって見解が分かっている

『吾妻鏡』空白の三年間

のはその政治的評価であり、具体的な事実経過についての理解は、ほぼ共通している。長女大姫を後鳥羽天皇に入内させることを企図していた頼朝は、建久六年の上洛に大姫を同道し、貴族社会で影響力を持っていた故後白河院の愛妾高階榮子と三月二九日に対面させていた。すでに後鳥羽天皇の中宮に立てられていた九条兼実の娘任子は、同年八月一三日に昇子内親王を生むが、皇位継承者たりえる男子は誕生しなかった。²⁵ 一方、源通親の養女在子は、後鳥羽天皇の寵を受け、同年一月一日に為仁親王を生んだ。²⁶ 翌建久七年一月二五日、兼実は関白辞任に追い込まれ、代わって近衛基通が関白とされた。²⁷ この時、任子が内裏を退出しているほか、兼実の弟兼房も太政大臣を、慈円も天台座主・法務・権僧正・護持僧を、それぞれ辞している。²⁸

ところが、翌建久八年七月一四日に大姫は死去し、頼朝の構想は潰えた。²⁹ 同年二月一五日、頼朝の長男頼家は従五位上に叙され、右近衛権少将に任じられた。³⁰

さらに翌建久九年一月一日、後鳥羽天皇は為仁親王（土御門天皇）に讓位し院政を開始する。³¹ 頼朝は幼帝への讓位に反対し、また、新帝を後鳥羽天皇の兄守貞親王ないし惟明親王とするよう進言したが、³² いずれも聞き入れられなかった。大姫死後もなお次女三幡を後鳥羽天皇に入内させようと企図していた頼朝は、政務を行うべく翌正治元年の上洛を期し、兼実に予告していたが、³³ 建久九年一月二月に発病し、³⁴ 正治元年正月一日に出家、一三日に死去したのである。³⁵

以上の経過から、晩年の頼朝が後鳥羽天皇との姻戚関係を構築しようとしており、提携相手であった兼実を切り捨てたこと、朝廷側で兼実排斥を主導したのが源通親であったことについても、近年の研究の見解は一致している。評価が分かれているのは、これが頼朝の政治上の失策であったか否かであった。³⁷

こうした研究状況に対し、本稿で特に問題にしたいのは、以上の政治過程における後鳥羽天皇の位置づけである。これについてはすでに拙稿で触れたことがあるが、一般向け書籍での叙述である都合上、十分な論拠を提示できなかった³⁸。そこで、本稿では、この点について、史料の根拠を挙げて詳述したい。

後述するように、朝廷側で兼実排斥を主導したのが通親であったとする通説の直接の史料的根拠は、建久七年の政変および後鳥羽天皇讓位に関する『愚管抄』の記述と、後鳥羽天皇讓位の際の『玉葉』の記述である。加えて、政変時に後鳥羽天皇はいまだ一七歳と若年であり、政治的意思を発揮するのは正治元年以降であるという理解が前提となつてい

る。しかし、実際には、すでに政変以前の建久六年の段階で、後鳥羽天皇は政治上の最終決裁権を行使していた。そのことを示すのが、当該期の公卿議定の状況である。

史料一〇『玉葉別記』建久六年二月二日条（記主は九条良経）

今日有^レ殿上議定^一。是東大寺供養事可^レ被^レ申^一伊勢太神宮^一哉否事也。儀^{（マ）}定之趣縦横云々（中略）。以^二一件等趣^一被^レ奏聞^一処、猶可^レ被^レ發遣^一之由勅定切了。

東大寺供養に際し公卿勅使を發遣するか否かが公卿によって議定されているが、重要な点は、議定が内裏殿上で行われ、後鳥羽天皇の勅定によつて發遣が決定されていることである。

院政期の公卿議定については、嘉承二年（一一〇七）に堀河天皇が死去したのち、白河院の下での院御所議定が天下大事を扱うようになったとする美川圭の指摘以降、議定の開催者・場所が権力の所在を示す指標と

して分析されてきた³⁹。その中で、天皇によつて内裏殿上で開催される内裏殿上定は特異な存在であり、従来は崇徳天皇・二条天皇の事例が知られるのみであった。

崇徳天皇の事例は、保延六年（一一四〇）のものである。この年二歳となつていた崇徳天皇が国政上の重要案件に初めて主体的に関与したものであったが、崇徳天皇の国政参加は鳥羽院とのあつれきを引き起こしたため、翌永治元年（一一四二）に崇徳天皇が養子近衛天皇に讓位した結果、崇徳天皇による公卿議定開催は行われなくなつていく⁴⁰。

二条天皇の事例は、応保二年（永万元年（一一六二））のものである⁴¹。これは、応保元年（一一六一）に二条天皇が一九歳で後白河院を政務から排除して親政を開始した結果であり、永万元年に二条天皇が六条天皇に讓位し直後に死去したことによつて終了している⁴²。

後鳥羽天皇の内裏殿上定も、同様に後鳥羽天皇の国政関与を示すものである。公卿議定と並ぶ院政期の政務処理方法である奏事についても、建久六年九月の妙香院に関わる事案を初見として、後鳥羽天皇による決裁が行われている⁴³。

崇徳天皇・二条天皇の事例の共通点は、成人天皇として父院との間に政治的摩擦を生じていたことである。政務決裁を開始した建久六年に後鳥羽天皇はわずか一六歳であり、崇徳天皇・二条天皇と比較して若年であったが、後鳥羽天皇の政務決裁を可能とした条件は、父院の不在である。九条兼実の執政は、建久三年に後白河院が死去し、残された後鳥羽天皇が若年であったが故に可能となつたのであり、後鳥羽天皇が政治的意思を発揮するようになった時、それを妨げうる状況にはなかつたのである。

とはいえ、二条天皇の親政を摂関家大殿藤原忠通が支えたように⁴⁴、兼実が後鳥羽天皇の補佐役として支えることは可能であっただろう。建久

六年に任子(皇子)が男子を出産していれば、そうした体制が実現していた可能性は高いが、任子が出産したのが昇子内親王であったことで、その可能性は潰えた。任子所生の男子が皇位を継承することを望む兼実の意向は、譲位して院政を行おうとする後鳥羽天皇の意向に反するものだからである。兼実の失脚は必然であり、建久七年の政変は、崇徳天皇の譲位や後白河院の院政停止と同様に、成人天皇が政治的意思を発揮するようになったことともなつて、構造的に引き起こされた政変であると位置づけられる。

一方で、通親の主導性について、まず『愚管抄』は「通親ヲモ云ヒス、ムルナリケリ」「コ、ニテハ頼朝ガ気色カウト申、関東へハ君ノ御気色ワロク候ト云テ」「通親ハタト譲位ヲオコナイテ」などと通親の策謀を述べる一方で、後鳥羽天皇の意向についても、兼実の配流を主張する通親らに対して「ツヨク御気色エアラジトヲボシメシタリ」と押しとどめたこと、譲位について「今ハヤウ／＼意ニマカセナバヤトヲボシメス」と自発的な意志を持っていたことを述べており、あくまでも後鳥羽天皇の意向の範囲内で行われたものであるという趣旨の叙述となつている。

また、『玉葉』建久九年正月七日条では、通親が為仁親王を擁立し後院別当に補されたことについて、「禁裏・仙洞可_レ在_二掌中_一歟。彼卿日来猶執_二国柄_一(世称_二源博陸_一、又謂者御門)。今仮_二外祖之号_一、独_二歩天下_一之体、只可_二以目_一歟。」と評しているが、通親が後鳥羽天皇の意向に反して政治上の決定を行ったような実例は知られていない。譲位後の後鳥羽院の行動に対する通親の慨嘆としてしばしば引かれる「於_レ今者吾力不及」という言も、院中で修正会を摸して遊んでいた時に、後鳥羽院の不興を買った源顕兼が鬼の役の時だけ杖で殴りつけられているのを見かけた際のものであり、政務に関わる発言ではない。^⑤ 通親に対する従来の評価は過大であり、後鳥羽天皇の政治的主導性を軽視したものといえよう。

以上の点をふまえ、頼朝の晩年の対朝廷政策について指摘できるのは、大姫入内問題は、建久七年の政変による後鳥羽天皇の権力掌握を促進はしたが、主たる要因ではないということである。また、大姫の入内が実現しなかったのは大姫の死が原因であり、三幡と後鳥羽院との婚姻が原因である。院が新たに后妃を迎えること自体は、鳥羽院と藤原泰子との婚姻の先例があるため、^⑥ 後鳥羽天皇の譲位は婚姻の妨げとはならない。娘の入内を目指す頼朝の方針は、実現すれば家格の確立や王権への関与に資するものであり、大姫・三幡の死による頓挫という結果も含めて、頼朝の失策とは評価できない。

むしろ、問題となるのは、頼朝が兼実に対して言い送つたと『愚管抄』が記す「今年必シヅカニノボリテ世ノ事サタセント思ヒタリケリ」という言のうち、「世ノ事サタセン」の意味する内容であろう。三幡を後鳥羽院の妻とすることによって、頼朝が政務への本格的な介入を意図していたのであれば、政務を主導する後鳥羽院との対立が引き起こされることは必然であり、承久の乱のような破局が訪れる可能性もあつたであろう。頼朝の急死は、むしろ、事態を二二年後の承久の乱まで先送りしたのである。

おわりに

以上、本稿で述べてきた内容は、以下の三点にまとめられる。

一、源頼朝は、建久六年の上洛に際し、長男源頼家の童殿上を行った。これは、建久八年の頼家従五位上叙爵と合わせ、自身の家格を撰閑家に准じるものと位置づけようとした頼朝の方針の現れである。

二、頼朝は、建久九年に誕生した頼家の長男一幡を、頼家の後継者と

して遇していたと想定できる。

三、後鳥羽天皇は建久六年に政務決裁を開始しており、建久七年の政変および建久九年の後鳥羽天皇讓位は、後鳥羽天皇の自発的意思に基づくものである。

最後に、はじめに提示した課題、『吾妻鏡』空白の三年間が意図的に編纂がなされなかったものか否かについて考えたい。本稿の論点一からは、建久六年の頼朝上洛をもって頼朝將軍記が完結していたと見なす五味説は、成り立ちがたいと考える。建久六年の頼家の童殿上は、あくまでも成人儀礼の途中経過であり、元服・叙爵こそが区切りとしてふさわしいであろう。

また、大姫入内問題をはじめとする朝廷への急接近の叙述を避けたとする坂井説も、第二章で述べた点から、やはり難しいように思われる。建久六年の上洛に大姫が伴われているように、建久六年までの時点で、大姫入内問題の一端は、すでに『吾妻鏡』に見えている。正治元年の三幡の死についても叙述されていることから、建久八年の大姫の死も、事実のみを述べることは可能であっただろう。後鳥羽天皇の讓位についても、同様に讓位の事実のみを記すことは可能であったと考えられる。さらに、頼朝が「世ノ事サタセン」と上洛を期していた点は、承久の乱における幕府首脳の選択の正当性を補強する材料とすることも可能であろう。

残るのは、坂井説のもう一つの論点、頼家とその子孫を嫡流に確定する叙述を避けたとする想定である。本稿はこの点に賛同するものであり、論点二で述べた一幡の処遇こそが、叙述できなかった具体的な内容であったと考える。

ただし、叙述が不可能であった理由が、『吾妻鏡』が頼朝の正統な後継者は北条泰時であるとしていることと矛盾するためとする点について

は、賛同できない。この点は、すでに第一章2で述べた通りである。

では、一幡の処遇は、『吾妻鏡』のどのような文脈と矛盾するのか。それは、建仁三年のいわゆる「比企氏の乱」に関わる叙述である。この事件が実態としては北条氏によるクーデターであったと想定されることは、すでに指摘されているところである。^⑦

『吾妻鏡』建仁三年八月二七日条は、この事件の原因について、頼家の危篤に際して、関東二八か国地頭職・惣守護職が子一幡に、関西三八か国地頭職が弟千幡（実朝）に譲られたが、千幡への譲与を不満に思った一幡の外祖父比企能員が「募外戚之權威、挿独歩志之間、企叛逆擬奉謀千幡君并彼外家已下」と述べている。すなわち、『吾妻鏡』は千幡および北条氏を討とうとしたことが叛逆であるとして北条氏の正当性を主張しているのであるが、かなり苦しい論理である。

そして、『吾妻鏡』建仁三年九月二日条は、北条時政が能員を謀殺したのち、比企一族が「引籠一幡君御館」(号「小御所」)謀反したため、北条政子が追討を命じたと述べている。つまり、『吾妻鏡』は比企一族が一幡の御所に籠ったことも「謀反」と述べているのだが、ここで問題となるのが、一幡の処遇である。本稿で想定したように一幡が頼朝によって頼家の後継者として遇されていたのであれば、政子の命令は、頼朝の遺志に背くものということになるからである。これを避けるべく、『吾妻鏡』は空白の三年間における頼家の元服・婚姻および一幡の誕生に至る一連の経過を叙述しなかったのではないか。このように想定し、本稿を閉じたい。

注

① 『明月記』正治元年正月二〇日条。

② 石井進「『吾妻鏡』の欠巻と弘長二年の政治的陰謀(?)」(『石井進著作

集 第四卷 鎌倉幕府と北条氏』岩波書店、二〇〇四年、初出一九六一年）。

- ③ 五味文彦『増補 吾妻鏡の方法 事実と神話にみる中世 新装版』（吉川弘文館、二〇一八年、初出一九九〇年）。
- ④ 坂井孝一『源氏將軍断絶 なぜ頼朝の血は三代で途絶えたか』（PHP研究所、二〇二一年）。
- ⑤ 川合康『源頼朝 すでに朝の大將軍たるなり』（ミネルヴァ書房、二〇二一年）。
- ⑥ 『吾妻鏡』建仁三年八月二七日条、『愚管抄』卷第六。以下、特に注記のない限り、本文中の『愚管抄』は『愚管抄』卷第六を指すものとする。
- ⑦ 河内祥輔『新版 頼朝の時代 一一八〇年代内乱史』（文藝春秋、二〇二一年、初出一九九〇年）。
- ⑧ 木村茂光『建久六年頼朝上洛の政治史的意義』（『初期鎌倉政権の政治史』同成社、二〇一一年、初出二〇〇二年）。
- ⑨ 源実朝は『吾妻鏡』建仁三年一〇月八日条、藤原頼経は『吾妻鏡』嘉禄元年一二月二九日条、藤原頼嗣は『吾妻鏡』寛元二年四月二一日条。
- ⑩ 「鎌倉幕府第2代將軍源頼朝は何時元服したのか―歴史雑感〔65〕―」（ブログ『歴史と中国』二〇二一年、<https://blog.goo.ne.jp/kanazawada12/e/f/f0e3a8a85e8e839e90758a8e09b64ce>）。
- ⑪ 『台記』久安元年正月四日条、『本朝世紀』久安五年一〇月一六日条。
- ⑫ 九条兼実は『兵範記』保元二年八月一四日条、九条道家は『三長記』建仁元年八月一一日条、一条実経は『明月記』寛喜二年四月一三日条・同一四日条、九条忠家は『玉葉』嘉禎三年七月二〇日条。
- ⑬ 『教言卿記』応永一五年二月二七日条。なお、注⑩金澤ブログ記事は藤原頼通の例（『権記』長徳四年一二月一九日条）を挙げて「童殿上の例は基本的に摂関家の子弟です。」と述べているが、表から明らかのように、本来の童殿上の対象は摂関子弟に限定されていない。
- ⑭ 元木泰雄「五位中将考」（大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）。「公卿補任」正治二年源頼家尻付。
- ⑮ 注④坂井著書。
- ⑯ 『本朝世紀』久安五年一〇月一六日条。
- ⑰ 藤原忠通が中宮篤子内親王から（『殿暦』康和五年一二月九日条）、藤原頼長が女御藤原聖子から（『中右記』大治五年正月三日条）、藤原兼長が皇太后藤原聖子・崇徳院から（『台記』久安元年正月四日条）、一条実経が中宮九条躰子から（『明月記』寛喜二年四月一四日条）、それぞれ手本を贈られている。また、藤原忠通が白河院から馬を、皇太子宗仁親王（鳥羽天皇）から和琴を贈られている（『殿暦』嘉承二年四月一〇日条）。
- ⑱ 小林直樹「『吾妻鏡』における頼家狩獵伝承―北条泰時との対比の視点から―」（『国語国文』八〇―一、二〇二一年）。
- ⑲ 藪本勝治「『吾妻鏡』の文脈と和田合戦記事」（『軍記と語り物』五六、二〇二〇年）。
- ⑳ 細川重男「右京兆員外大尹―北条得宗家の成立―」（『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』日本史史料研究会企画部、二〇〇七年、初出二〇〇一年）。
- ㉑ 藤本頼人「源頼家―「暗君」像の打破」（野口実編『中世の人物●京・鎌倉の時代編 第二巻 治承く文治の内乱と鎌倉幕府の成立』清文堂出版、二〇一四年）。
- ㉒ 藤原頼経は嘉禄元年一二月二九日元服、嘉禄二年正月二七日叙爵（『公卿補任』）、藤原頼嗣は寛元二年四月二一日元服、二八日叙爵（『公卿補任』）。
- ㉓ 『鎌倉年代記』仁治三年裏書。
- ㉔ 頼家は寿永元年八月二二日誕生、一四日三夜、一六日五夜、一八日七夜、二〇日九夜、一〇月一七日幕府入り。実朝は建久三年八月九日誕生、一〇日二夜、一一日三夜、一二日四夜、一三日五夜、一四日六夜、一五日夜、一〇月一九日幕府入り、一二月五日御行始、二九日五十日・百日儀。
- ㉕ 『三長記』建久六年八月一三日条。
- ㉖ 『皇代記』土御門天皇。なお、『皇代暦』など同年一二月二日とする記録も存在する。
- ㉗ 『三長記』建久七年一二月二五日条。
- ㉘ 『三長記』建久七年一二月二三日条・一二月二六日条・一二月九日条。

- ②9 『愚管抄』。
- ③0 『公卿補任』 正治二年源頼家尻付。
- ③1 『玉葉』 建久九年正月一日条。
- ③2 『玉葉』 建久九年正月七日条。
- ③3 慈円書状（門葉記 寺院三）所収、『鎌倉遺文』二六九八号）。
- ③4 『愚管抄』。
- ③5 『吾妻鏡』 建暦二年一〇月一日条。
- ③6 『明月記』 正治元年正月二〇日条。
- ③7 近年の研究のうち、晩年の頼朝の政策に否定的評価を下すものとして注④坂井著書が、肯定的な評価を下すものとして元木泰雄『源頼朝 武家政治の創始者』（中央公論新社、二〇一九年）や注⑤川合著書が挙げられる。
- ③8 拙稿「源通親―権力者に仕え続けた男の虚像」（注②野口編著書所収）。
- ③9 美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」（『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九八六年）。
- ④0 『後愚昧記』 応安四年五月一九日条。拙稿「鳥羽院政期王家と皇位継承」

- （『中世前期の政治構造と王家』東京大学出版会、二〇一五年、初出二〇一二年）、「鳥羽院政期の公卿議定」（『古代文化』六八一―一、二〇一六年）。
- ④1 『百鍊抄』 応保二年八月二四日条・長寛元年六月二三日条等。下郡剛「公卿議定制に見る後白河院政」（『後白河院政の研究』吉川弘文館、一九九九年、初出一九九六年）。
- ④2 拙稿「二条親政の成立」（注④拙著所収、初出二〇〇四年）。
- ④3 『玉葉』 建久六年九月二五日条。
- ④4 注④拙稿。
- ④5 『明月記』 正治二年二月九日条。
- ④6 『中右記』 長承三年三月一九日条。
- ④7 近年の研究として、坂井孝一『源実朝「東国の王権」を夢見た將軍』（講談社、二〇一四年）、注④坂井著書が挙げられる。